

兵庫県公報

令和3年4月6日 火曜日 第196号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○令和3年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事業等（薬剤防除・知事命令）（豊かな森づくり課）	4
○漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	5
○漁船保険の付保義務の発生（同）	5
○知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	5
○同 上（同）	7
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	7
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○同 上（同）	8
○同 上（同）	9
○公共測量が終了した旨の通知（同）	9
○同 上（同）	9
○同 上（同）	9
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課）	10
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	11
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	11
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住宅政策課）	11
公 告	
○農業委員会ネットワーク機構の指定（農業経営課）	12
○農業委員会ネットワーク業務の廃止の許可（同）	12
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
病院局公告	
○政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施（県立尼崎総合医療センター）	14
○同 上（県立姫路循環器病センター）	16
警察本部公告	
○落札者等の公示	19

告 示

兵庫県告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
芦屋浜歯科クリニック	芦屋市高浜町6-1 アステムショッピングプラザ2F	令和3年1月1日
ブライト薬局	川西市栄町5-28 ジュエル川西1階	令和2年10月1日
河崎歯科医院	同 市寺畑2-10-2	同 年12月19日
清田医院	同 市火打1-1-12 ラフォートキセラII102号	令和3年1月1日
訪問看護ステーション在宅ホスピスイル・ケア	三田市弥生が丘1-1-2-105	同 年4月1日
訪問看護ステーションびんころ	南あわじ市賀集419-1 谷口店舗201号室	同
ウエルシア薬局たつの神岡店	たつの市神岡町東鯨崎578-1	令和3年2月1日
たかやす眼科クリニック	神崎郡福崎町南田原2936	同 年1月1日



兵庫県告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
公益財団法人甲南会加古川病院	加古川市神野町西条1545-1	開設者名称
間瀬内科クリニック	川西市中央町5-5 OHMIビル5F・6F	所在地
訪問看護ステーションとびら	同 市緑台3-3-39	同上
同上	同上	名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
芦屋浜歯科クリニック	芦屋市高浜町6-1 アステムショッピングプラザ2F
芦屋川デンタルクリニック	同 市月若町8-4
古山小児科医院	宝塚市末成町28-34
まき小児科	高砂市高砂町栄町373
河崎歯科医院	川西市寺畑2-10-2
なかの沼島デンタルクリニック	南あわじ市沼島字中2409

東浦薬局	淡路市久留麻1912—1
育波薬局	同 市育波480—1
たかやす眼科クリニック	神崎郡福崎町南田原2936

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
まき小児科	高砂市高砂町栄町373



兵庫県告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
須山脳神経外科クリニック	芦屋市精道町7—1
医療法人回起会奥産婦人科	加古川市加古川町木村700—1



兵庫県告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
みきやま訪問介護ステーションミント	三木市大村1074—159	医療法人社団和敬会	三木市大塚1—5—89	事業所名称・所在地
ホープホーム訪問看護リハビリステーション	川辺郡猪名川町若葉1—2—6—209	医療法人社団シロアム会	川辺郡猪名川町広根字中突田17—1	事業所名称

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
アクティブライフ芦屋 (訪問介護、通所介護事業のみ廃止)	芦屋市岩園町11—15	株式会社アクティブライフ	大阪市中央区備後町3—6—14

らぼーる	伊丹市萩野2-30-1 御園第5マンション302	合同会社cocooro	伊丹市萩野2-30-1 御園第5マンション302
あゆみケアサポート	丹波市氷上町上新庄1125-2	株式会社なごみ	丹波市氷上町上新庄1125-2
中林病院ホームケアステーション	南あわじ市神代國衛1680-1	医療法人社団中正会	南あわじ市神代國衛1680-1
東浦薬局	淡路市久留麻1912-1	有限会社スガファーマシー	淡路市志筑新島6-31
ケアサポート・いながわ	川辺郡猪名川町北野字水カキ206	株式会社ケアサポート・いながわ	川辺郡猪名川町北野字水カキ206



兵庫県告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
油田英規	白鷺訪問マッサージ	姫路市山吹1-11-52 TKビル201	令和3年2月25日
大西栄次	同上	同上	同
野村光佑	こう鍼灸マッサージ院	三田市西野上486	令和3年2月9日



兵庫県告示第432号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

(1) 区域

ア 丹波市及び南あわじ市の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

イ 豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

（「別表」は省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

ア 1 (1)アの区域

令和3年5月18日から同年6月30日まで

イ 1 (1)イの区域

令和3年5月18日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1 (1)アの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

1 (1)イの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)ア及びイの区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 1 (1)アの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1 (2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

(2) 1 (1)イの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書をその措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、申請者が3の措置を行ったことを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第433号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成29年兵庫県告示第427号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和3年4月25日限りで消滅する。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 津居山港加入区
- 竹野浜加入区
- 柴山港加入区
- 香住町加入区



兵庫県告示第434号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和3年4月26日から発生する。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 津居山港加入区
- 竹野浜加入区
- 柴山港加入区
- 香住町加入区



兵庫県告示第435号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並

びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦 林崎	さより 船びき網漁業	別記1の1	6月1日から 11月30日まで	別記2	5トン 未満	16隻	定めなし
江井島	同上	別記1の2	同上	同上	同上	4隻	同上
二見町 播磨町 東播磨 高砂	同上	別記1の3	同上	同上	同上	14隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年4月13日から同年5月14日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年6月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市、明石市界から東播磨港別府東防波堤灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市大久保町谷八木川尻から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）によ

る改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第436号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	あなごせん漁業	別記	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	43隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年4月13日から同年5月14日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年6月1日から令和5年3月31日までとする。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第437号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
富士フィルム和光純薬株式会社播磨工場
赤穂市折方1543番地
工場長 柏木 健
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
富士フィルム和光純薬株式会社播磨工場
赤穂市折方1543番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設 (No. 1～No. 4)	46号イ 水洗施設 (No. 5、No. 6)
能	力	3,000 L/基	2,500 L/基

工事着手予定年月日	許可後		同左		
工事完成予定年月日	着手後1日		同左		
使用開始予定年月日	完成後		同左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～翌1時 8時間		同左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6～8	6～8	5～8	5～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10,000	10,000以上	10,000以上	10,000以上
	浮遊物質 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ジクロロメタン (単位 mg/L)	1,300	1,300以上	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	4/基	4/基	0.9/基	0.9/基	

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和3年4月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第438号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和2年9月19日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域
西宮市鷺林寺剣谷地内



兵庫県告示第439号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年7月27日から令和3年2月28日まで
- 3 作業地域
宍粟市山崎町須賀沢地内



兵庫県告示第440号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データの修正）
- 2 作業期間
令和3年1月27日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
南あわじ市の一部



兵庫県告示第441号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、防衛省近畿中部防衛局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年9月1日から同年12月18日まで
- 3 作業地域
小野市桜台地内



兵庫県告示第442号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間
令和2年10月5日から令和3年1月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市口田中地内



兵庫県告示第443号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高砂市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年10月5日から令和3年1月30日まで
- 3 作業地域
高砂市の一部



兵庫県告示第444号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年9月1日から令和3年3月12日まで
- 3 作業地域
三田市下槻瀬及び市之瀬地内



兵庫県告示第445号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、養父市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（座標変換）
- 2 作業期間
令和2年7月6日から令和3年3月12日まで
- 3 作業地域
養父市八鹿町石原、八鹿町浅間、八鹿町伊佐、八鹿町上小田、八鹿町下小田、八鹿町宿南、長野、十二所、広谷、上箇、上野、小城、藪崎、大藪、奥米地、鉄屋米地、大屋町宮垣、大屋町樽見、大屋町糸原、大屋町筏、尾崎、関宮、出合地内



兵庫県告示第446号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.21号 高羽線
- 3 事業施行期間

令和3年4月6日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県神戸市灘区高羽町5丁目、山田町1丁目、2丁目及び3丁目、並びに曾和町1丁目、2丁目及び3丁目地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年4月6日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年4月6日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 戸島玄武洞豊岡線	豊岡市赤石字ヲロ町1527番1から 同 市赤石字竹栗1376番1まで	旧	5.0から 26.0まで	867.0	
		新	9.0から 33.0まで	859.0	



兵庫県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年4月6日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年4月6日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養父宍粟線	養父市伊豆字向畑144番1から 同 市伊豆字向畑144番1まで	旧	11.0から 14.0まで	60.0	
		新	11.0から 17.0まで	60.0	



兵庫県告示第449号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
認定NPO法人はんしん高齢者くらしの相談室	神戸市東灘区田中町1丁目15番5号 メインステージ本山301号	神戸市東灘区田中町1丁目15番5号 メインステージ本山301号	令和3年4月1日
株式会社小総	同 市須磨区平田町3丁目2番15号	同 市須磨区平田町3丁目2番15号	同
一般社団法人あんしん生活協議会	西宮市甲子園浦風町3番6号	西宮市甲子園浦風町3番6号	同

公 告

農業委員会ネットワーク機構の指定

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定により農業委員会ネットワーク機構として、次のとおり指定した。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称
公益社団法人ひょうご農林機構
- 2 住所
神戸市中央区下山手通五丁目7番18号
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通五丁目7番18号
- 4 指定年月日
令和3年4月1日



農業委員会ネットワーク業務の廃止の許可

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第46条第1項の規定により農業委員会ネットワーク業務の廃止について、次のとおり許可した。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称
一般社団法人兵庫県農業会議
- 2 住所
神戸市中央区下山手通四丁目15番3号
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通四丁目15番3号
- 4 廃止年月日
令和3年4月1日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年4月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アステアかさい
 所在地 加西市北条町北条字溝川28番1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	岩山 利久
株式会社加西北条都市開発	加西市北条町北条28番地の1	河尻 悟
有限会社小林薬局	加西市北条町北条33番地の7	小林 純子

 外14者
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	浅田 克己
株式会社加西北条都市開発	加西市北条町北条28番地の1	柏原 正之
有限会社小林薬局	加西市北条町北条33番地の7	小林 純子

 外16者
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	岩山 利久
株式会社加西北条都市開発	加西市北条町北条28番地の1	河尻 悟
有限会社小林薬局	加西市北条町北条33番地の7	小林 純子

 外14者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	浅田 克己
有限会社小林薬局	加西市北条町北条33番地の7	小林 純子
キンキテレコム株式会社	姫路市北今宿一丁目9番13号	梶浦 伸宏

 外11者
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	岩山 利久
株式会社瀬戸	加西市上野町271番地	瀬戸 政晴
浅井洋品店株式会社	加西市北条町北条1098番地の11	浅井 叔子

 外11者
- 4 変更年月日
 令和3年3月5日ほか
- 5 届出年月日
 令和3年3月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 令和3年4月6日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和3年8月6日
 - (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病 院 局 公 告

政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和3年4月6日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎総合医療センター院長 平 家 俊 男

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立尼崎総合医療センター総合医療情報システム 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が県立尼崎総合医療センター総合医療情報システム導入に係る企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和4年5月31日（火）

(4) 履行場所

県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

2 参加資格

(1) 総合医療情報システムの取扱いをしており、日本国内において、一般病床400床以上の高度急性期又は急性期医療機関における同等のシステム導入を受注し、納入した実績を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。

(5) 県税を滞納していないこと。

(6) 次のアからウまでに該当する者でないこと（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）。

ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ロ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(イ)に該当する者

イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者

ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が上記ア又はイのいずれかに該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号

県立尼崎総合医療センター経営企画部医療情報課

電 話 (06) 6480-7000

F A X (06) 6480-7001

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和3年4月6日（火）から同月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

(3) 説明会

以下のとおり説明会を開催する。説明会に参加を希望する者は令和3年4月6日(火)から同月8日(木)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に事務局まで連絡すること。

ア 日時

令和3年4月9日(金) 午前9時30分から

イ 場所

県立尼崎総合医療センター4階 会議室2

ウ 留意事項

出席は、1参加業者当たり2名以内とする。

事前に参加の連絡がない者の出席は認めない。

エ 連絡方法

電話及びFAXによる。

(4) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年4月8日(木)から同月19日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和3年4月19日(月)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参、電子メール又は郵送とする。送付先電子メールアドレスは、募集要領配布の際に伝える。

イ 受付期間

令和3年4月8日(木)から同月23日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和3年4月23日(金)必着とする。

ウ 回答方法

令和3年4月26日(月)より、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メール若しくはFAXにより送付する。

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年4月8日(木)から同年5月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和3年5月14日(金)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要領に定める。

(7) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める。

イ プレゼンテーション実施の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「県立尼崎総合医療センター総合医療情報システムプロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

- (2) 決定方法
委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。
- (3) 選定結果の通知
選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。
- (4) 当選後の取扱い
当選者は、「県立尼崎総合医療センター総合医療情報システム」の契約予定者となる。
- (5) 失格事項
次のいずれかに該当する者は失格とする。
ア 期限までに提案書を提出しなかった者
イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者
ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

- (1) 書類作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 留意事項
ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
イ 提出書類は、非公開とする。
ウ 提出書類は、返却しない。
エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、提出された企画提案書を無効とすることがある。
オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (3) 参加に要する費用
本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) その他
詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr.Heike, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Proposals for Medical total information System
- (3) The acceptance period for the submission of proposals:
From 9:00am to 4:00pm every weekday from Thursday, April 8 through Friday, May 14, 2021
- (4) Contact point for the notice:
Medical Information Division, Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center, 2-17-77,
Higashinaniwa-cho, Amagasaki-shi, Hyogo 660-8550
TEL (06)6480-7000



政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和3年4月6日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立姫路循環器病センター院長 木下 芳一

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
県立はりま姫路総合医療センター（仮称）総合医療情報システム 一式
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が募集要項で指定する物質等を有すること。
- (3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

県立はりま姫路総合医療センター（仮称） 姫路市神屋町

2 参加資格

- (1) パッケージ型電子カルテシステムの取り扱いをしており、日本国内において、一般病床400床以上の高度急性期又は急性期医療機関における同等のシステム導入を受注し、納入した実績（開発中のものを含む。）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (5) 県税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからウまでに該当する者でないこと（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）。

ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(7)に該当する者

イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者

ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が上記ア又はイのいずれかに該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒670-0981 姫路市西庄甲520
県立姫路循環器病センター総務部医療情報課
電話 (079) 293-3131（代表）
F A X (079) 295-8199

(2) 募集要領の配布

ア 配布

(7) 配布期間

令和3年4月6日（火）から同月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 配布場所

上記(1)に同じ。

イ インターネットからのダウンロード

令和3年4月6日（火）から同月16日（金）まで

URL <http://www.hbhc.jp/> トップページ「お知らせ」に掲載

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年4月12日（月）から同月19日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和3年4月19日（月）までに必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

所定の様式により行うこととし、事務局へ電子メール又はFAXによる送付とする。

イ 受付期間

令和3年4月20日（火）から同月27日（火）まで

ウ 回答方法

令和3年4月30日（金）から同年5月7日（金）までの間に、電子メール又はFAXにより、質問書を提出した全員に対して行うとともに、事務局において閲覧方式により行う。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年4月20日（火）から同年5月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和3年5月17日（月）までに必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

(7) 企画提案書 13部

(4) 企画提案書要約版 13部

(9) その他、募集要領に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「県立はりま姫路総合医療センター（仮称）総合医療情報システムプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者を「県立はりま姫路総合医療センター（仮称）総合医療情報システム調達業務」の契約予定者とし、契約の交渉を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取り消し、次点者と契約協議を行う。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び所定の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

キ プロポーザル参加者数及び参加申込者名は、プロポーザル審査終了後までは公表しない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要項による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Kinoshita, Director of Hyogo Prefectural Brain and Heart Center at Himeji

(2) Nature of the services to be required:

Proposals for Medical total information System

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00 to 17:00 every weekday from Tuesday, April 20 through Monday, May 17, 2021

(4) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Brain and Heart Center at Himeji, 520 Saisyo koh,
Himeji-city, Hyogo Prefecture 670-0981

TEL (079)293-3131

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する
令和3年4月6日

契約担当者

兵庫県警察本部長 種部 滋 康

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
令和3年度用品単価契約（PPC用紙（A4、A3、B4））
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月19日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社シミズ 神戸市須磨区弥栄台1丁目4番3
- 5 落札金額
 - (1) PPC用紙（A4） 46,268,640円
 - (2) PPC用紙（A3） 1,811,040円
 - (3) PPC用紙（B4） 434,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年2月5日